

## 志學館大学進路支援センター規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項及び志學館大学学則第65条の2第2項の規定に基づき、志學館大学進路支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 センターは、学生の就職・進路に関する情報の収集・分析を行うとともに、就職・進路支援事業の企画・実施にあたることを目的とする。

### (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の職業意識の啓発に関すること。
- (2) キャリア教育に関すること。
- (3) 学生の就職相談に関すること。
- (4) 学生の就職支援事業の企画・実施に関すること。
- (5) 学生の就職に係る調査及び分析に関すること。
- (6) 就職に関する学外関係機関との連絡調整・連携に関すること。
- (7) 大学院（法科大学院を除く）等進学に関すること。
- (8) その他センターの目的を達成するための必要な業務

### (組 織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) センター員 若干名
- (3) 事務職員

2 センター長及びセンター員は、本学の専任教員のうちから学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 事務職員は、本学事務局進路支援課の職員が兼務する。

### (センター運営会議)

第5条 センターに、第3条に掲げる業務を行うため、センター長、センター員及び進路支援課長で構成するセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 センター長が必要と認めたときは、センター員以外の者をセンター運営会議に出席させ意見を聴くことができる。

### (事 務)

第6条 センターに関する事務は、進路支援課で処理する。

### (雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 志學館大学進路支援委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。